

# 工場設置の届出について

## 兵庫県

工業立地の適正化に関する条例（昭和46年条例第64号）により、一定規模以上の工場の設置（新設、増設）をしようとするときは、工場用地の取得前又は工事の開始の日の90日前までに届出をしなければならないことになっております。

届出を要する工場を設置しようとする方は次にしたがって下さい。

- 1 届出を要する工場  
製造業又は電気ガス供給業のうち生産設備を有する工場。
- 2 届出を要する工場の規模  
設置（借地に設置する場合も含む。）しようとする工場用地（埋立予定地を含む。）が1,000 m<sup>2</sup>以上であるとき。
- 3 届出期限
  - (1) 工場設置届出書および同附属説明書  
工場用地の取得前又は工場の設置のための工事の開始の日の90日前まで。（届出の内容により期間短縮が可能です。但し、短縮できる期間に制限があります。工場用地の取得とは、地主もしくは、地方公共団体と企業者との用地売買（借地）契約が成立した時点をいう。又、工事の開始の日とは、埋立、整地、盛土など工場建設に当たって最初に必要となる工事着手のときをいい、造成済の土地を取得したときは、取得した工場の側で実施する盛土、基礎工事などがこれに当たります。）
  - (2) 工場完成届出書  
届出に係る工場が完成したときは、操業を開始する日まで。
- 4 届出書および附属説明書の提出並びに問合せ先
  - (1) 提出先……工場（取得する用地）の所在地市町の商工担当課
  - (2) 問合せ先…工場（取得する用地）の所在地を所管する県民局商工（労政）課、  
県産業労働部商工労働局新産業立地課
- 5 届出書類および提出部数
  - (1) 届出書および附属説明書
    - ア 工場設置届出書（工業立地の適正化に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条による様式第1号）
    - イ 工場設置届出書附属説明書
    - ウ 工場完成届出書（規則第7条による様式第2号）
  - (2) 添付書類（規則第5条に定める書類）
    - ア 工場の設置場所の位置図（概ね10,000分の1地図に朱色で図示したもの。）
    - イ 工場の事業計画の説明書（工場設置届附属説明書の様式に含まれています。）
    - ウ 工場の主要施設の配置計画図
    - エ 工場の製品の生産工程図（工場設置届附属説明書の様式に含まれています。）
    - オ 工事着手等期間短縮届  
（注）オ 工事着手等期間短縮届は事情により90日に満たない期間で工場用地の取得又は工事の着手を実施しようとする場合にのみ必要。
  - (3) 提出部数
    - ア 工場設置届出書および同附属説明書…正1部、副3部
    - イ 工場完成届出書…正1部、副2部
- 6 変更の届出  
既に、工場設置届出書および同附属説明書が提出されている場合、規則第6条に規程する変更の届出は下記に該当する場合に提出して下さい。また届出対象面積等の既存工場（条例の施行の際既に工場を設置している者）の変更の届出も下記に該当する場合に提出して下さい。
  - 1 工場の設置場所の変更
  - 2 工場用地の取得面積の20%以上の増減
  - 3 工場の建築面積の20%以上の増減
  - 4 その他条例の目的からみて特に重要な変更
- 7 関係法令との調整  
工場設置届出書が受理されても、県環境の保全と創造に関する条例等他の法令に基づく許認可事項との調整が終了していなければ、工事の着工および操業ができない場合がありますので十分に留意して下さい。

兵庫県知事様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

工業立地の適正化に関する条例第10条の規定により、工場設置計画について、関係書類を添えて届出をします。

- 1 工場の名称
- 2 工場の所在地
- 3 工場の敷地面積及び建築面積  
敷地面積(㎡)  
建築面積(㎡)
- 4 工場の建築工事の開始予定年月日  
年 月 日
- 5 工場の操業の開始予定年月日  
年 月 日
- 6 工場における製品(加工修理業にあっては、その内容)  
製品の種類及び名称  
月間生産量
- 7 工場で使用する従業者の数(人)
- 8 工場で使用する工業用水の量及びその水源  
水量(㎡/日)  
水 源
- 9 工場で使用する動力の種類及びその量  
種 類  
使用量
- 10 工場から排出し、又は発生することが予想されるばい煙、汚水、騒音等の量等  
ばい煙等の種類  
ばい煙等の量  
ばい煙等の処理施設等の種類  
ばい煙等の処理施設等の能力

工場完成届出書

年 月 日

兵庫県知事様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

工業立地の適正化に関する条例施行規則第7条の規定により、工場の建設が完成したことを届け出ます。

1 工場の名称

2 工場の所在地

3 工場の建設を開始した日

年 月 日

4 工場の建設が完成した日

年 月 日

5 工場の操業を開始する日

年 月 日

6 工場設置の届出をした日

年 月 日